

次期役員候補 募集のお知らせ

次期役員募集・推薦委員会

委員長：谷田一三会長

委員：山岸哲元会長、近藤徹前会長

今年度は役員改選期にあたります。本委員会は本年2月6～12日開催の第75回理事会で設置されたのを受け、委員間で協議を行い、以下の要領で次期役員の募集を行うことといたしました。会員の皆様におかれましては、以下の要領で候補者の届出をしていただくようお願いいたします。

なお、本委員会の規程（次期役員募集・推薦委員会規程）は、2009年5月11日から施行され、2015年4月1日に最終改正されています。

【届出を受け付ける役員】

会長（1名）および副会長（3名以内）、

理事（15名以内）、監事（2名）

※役員選出に関連する学会規約第10, 11, 12, 14, 15条をご確認ください。

また、幹事および幹事長については、学会規約第13条のとおり理事会により候補が推薦されます。

【届出の方法】

自薦・他薦を問いません。会長及び副会長については、それぞれの候補者名に正会員5名以上の推薦人の名簿を添えて、学会事務局まで **郵送** にて届け出てください。

応用生態工学会 事務局 事務局長：小川 鶴蔵

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-7-5 麹町ロイヤルビル405号室

TEL.03-5216-8401 FAX.03-5216-8520

【受付期間】

2015年6月1日から6月30日までの1ヶ月間

【届出の様式】

別紙様式をご利用ください

【今後の役員選出の流れ】

(1) 第2回委員会の開催

・候補者の届出や推薦人名簿の確認などを行い、候補者が定員に満たない場合などは、候補者の推薦を行います。

(2) 候補者の周知と投票

・候補者の周知・投票については、「次期役員募集・推薦委員会規程」の[5] 周知・投票に関する調整をご覧ください。

(3) 総会での選出

・学会規約に基づき、会長、副会長、理事、並びに監事は、総会における投票(委任状も含む)により選出されます。

役員候補届出書

平成 27 年 6 月 日

応用生態工学会

次期役員募集・推薦委員会委員長 谷田 一三 殿

届出者 所 属 :

氏 名 :

印

連絡先 :

応用生態工学会の第 10 期（ 会長・副会長・理事・監事 ）候補として、下記のとおり届出いたします。

記

1. 候補者（ 会長・副会長・理事・監事 — いずれかに○ ）

（1）氏名 :

（2）所属・役職 :

（3）専門分野 :

2. 推薦人名簿（会長・副会長の届出には、正会員 5 名以上の推薦が必要です）

No.	氏 名	会員番号（正会員）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（推薦者が 10 名を超える場合は別紙に記載ください）

次期役員募集・推薦委員会 規程

[1] 目的

本委員会は、学会規約に基づく次期役員の選出を円滑に行うために設置し、立候補者の募集・受付、候補者の推薦、周知など、次期役員候補の推薦までの手続きを調整する。

[2] 設置と構成

本委員会は、役員改選年ごとに設置し、当該年の総会終了後に解散する。委員長（1名）及び委員（2名以上）は、理事会が指名する会員で構成する。

[3] 立候補者の募集・受付

本委員会が立候補を募る役員は、会長、副会長、理事、監事とする。なお、立候補者の募集・受付の基本的な要領は以下のとおりとし、募集案内や日程等を会員に周知するものとする。

- ・役員候補者は正会員とする。ただし、学会規約第11条及び第14条により、会長、副会長及び監事はこの限りではない。
- ・候補者は、自薦・他薦を問わない。
- ・会長及び副会長については、それぞれの候補者名に正会員5名以上の推薦人の名簿を添えて学会事務局に届ける。
- ・候補者の募集・受付期間は、役員改選年の総会の4ヶ月前～3ヶ月前を基本とする。

[4] 候補者の推薦

本委員会は、候補者の募集期間中に候補者が定員に満たない場合などは、候補者の募集・受付期間経過後に候補者の推薦を行う。

[5] 周知・投票に関する調整

本委員会は、学会事務局が実施する以下の活動の調整を行う。

- ・学会事務局は、立候補者の募集・受付の要領や推薦人名簿の様式等の必要な書類の周知を、学会ニュースレター及び学会のホームページへの掲載等によって行う。
- ・学会事務局は、立候補者もしくは推薦された次期役員候補者を、総会までに学会ニュースレター及び学会のホームページへの掲載等によって会員に周知する。
- ・学会事務局は、総会において次期役員選出のための投票結果をとりまとめる。なお、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員については、あらかじめ通知された次期役員候補者について投票し、または他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

[6] 総会における報告

本委員会は、学会規約第11条、第12条、第14条、及び第15条に基づく総会での役員の選出が円滑に行われるよう、総会において以下に示す報告等を行う。

- ・次期役員候補者の募集・推薦等の経過の報告

[7] 付則

本規程は、平成21年5月11日より施行する。

本規程は、平成21年8月27日改正し、施行する。

本規程は、平成27年4月1日改正し、施行する。